

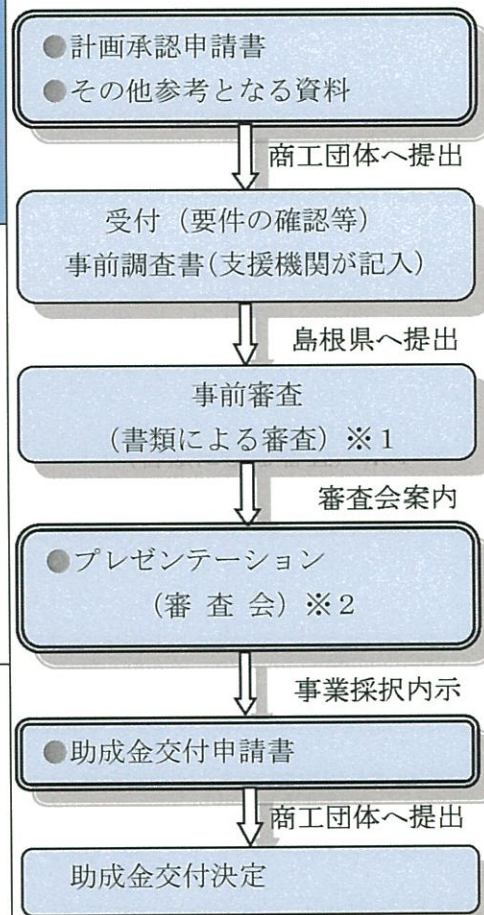
事業承継を契機とした経営体制整備や 経営革新等の新たな取組を支援します！

島根県事業承継新事業活動支援助成金



島根県事業承継新事業活動支援事業は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を助成し、計画の実行を支援するものです。

助成事業申請の流れ



- ※1 要件を満たしていない場合や計画の熟度が低い場合は、書類審査で不採択となります。
- ※2 審査結果に関する異議申し立ては、受け付けません。
- ※3 採択にあたっては、審査基準（実施要領第10条第2項）により審査され、予算の範囲内で採択されます。

	親族内承継支援枠 親族内の後継者・後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組、経営の維持・向上を図るために取組む新事業活動等	第三者承継支援枠 第三者に承継する取組や、第三者の後継者・後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組、経営の維持・向上を図るために取組む新事業活動等
対象者	体制整備型 10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 経営革新型 2年前から10年後までの間に事業承継を行った、または行う予定の県内中小企業者	体制整備型 10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 経営革新型 2年前から10年後までの間に事業承継を行った、または行う予定の県内中小企業者 マッチングエントリー型 承継相手が未定で10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者
事業区分・助成対象	○事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、戦略策定経費等 ○新商品・新役務開発、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等 ○販路開拓事業 新商品・新役務開発、収益力強化に伴う販路開拓経費 ○人材育成事業 新商品・新役務開発や収益力強化に必要な人材育成経費等 ○第三者承継促進事業 島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援を受ける取組で、M&A仲介料、マッチング手数料、着手金、交渉旅費等、企業価値評価経費等（仲介事業者への成功報酬経費は対象外）	
補助率	1 / 2 経営革新計画の承認を受けた場合 2 / 3	
助成額	上限：100万円～300万円 （1事業ごとに上限100万円） 経営革新計画の承認を受けた場合、上限額100万円引上げ（最大400万円）	上限：200万円～400万円 （1事業ごとに上限200万円） 経営革新計画の承認を受けた場合、上限額100万円引上げ（最大500万円）
期間	事業開始日の属する年度の2月末まで	

お問合せは、最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団へ

島根県事業承継新事業活動支援事業ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>